

2、この特別市会に、「全国水平社創立宣言と関係資料の『ユネスコ記憶遺産』登録に関する決議案」が提案されました。市会には「意見書案・決議案は、定例的に設ける審議期間の最終本会議に提出することが基本。ただし、緊急を要するものなどはこの限りでない」という申し合わせがあります。党議員団は、特別市会であっても、意見書案・決議案は提出できるようにするべきとの立場で臨みました。

一方、全国水平社創立宣言のユネスコ記憶遺産登録については、関係者の中でも、宣言の歴史的価値は認めつつ、時代的制約や、その後の運動でゆがめられた問題もある、「部落差別は厳然と残っている」とのキャンペーンに使われる危惧があるなど、いろいろな意見があります。党議員団は、短期間では結論を出せない問題との立場から、保留の態度をとりました。決議案は、党議員団以外の会派の賛成で可決されました。